

西東京市都市計画マスタープラン

立地適正化計画（概要案）

1 立地適正化計画の方針

立地適正化計画では、都市計画マスタープランの全体構想を踏まえ、立地適正化計画の策定の趣旨である持続可能な都市構造の形成に向けた方針とともに、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を示します。

なお、現在検討作業が進められている総合計画におけるまちづくりの理念等を踏まえて設定することが必要であることから、調整を図りつつ進めるものとします。

(1) 立地適正化計画の方針（ターゲット）

立地適正化計画は、商業・医療・福祉、公共交通等の都市機能の誘導や居住誘導により、都市計画マスタープランで目指すまちづくりの実効性を高める戦略的ツールであるため、本計画の方向性を示す「立地適正化計画の方針（ターゲット）」については、西東京市都市計画マスタープランで掲げる、将来都市像「みどりがかおり 快適でゆとりある みらいにつなぐ住宅都市 西東京」を継承することとします。

【西東京市都市計画マスタープラン 全体構想】

【将来都市像】

みどりがかおり 快適でゆとりある

みらいにつなぐ住宅都市 西東京

【まちづくりの目標】

目標1 身近にみどりが感じられるまちの形成を目指します。

目標2 にぎわいと交流があるまちの形成を目指します。

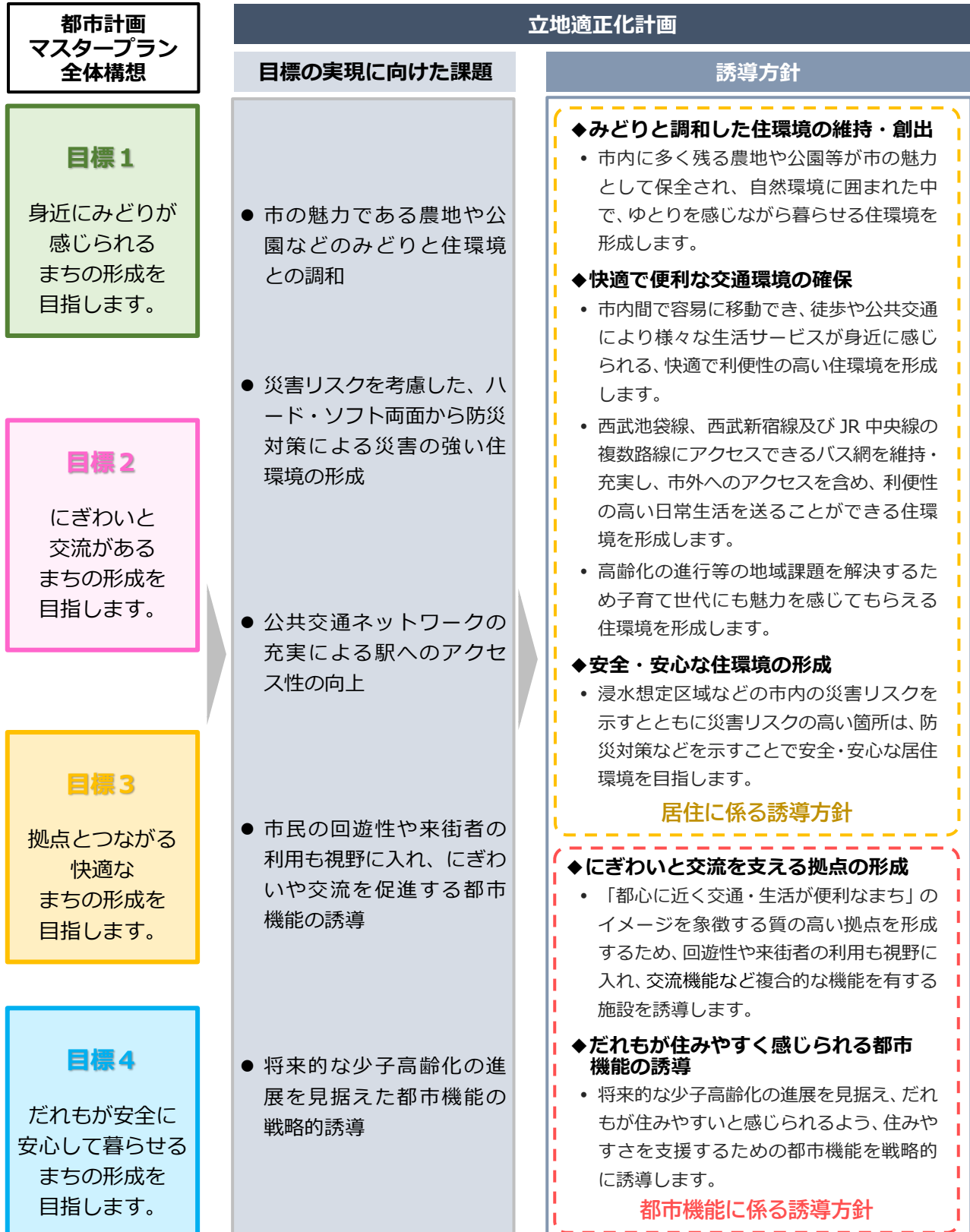
目標3 拠点とつながる快適なまちの形成を目指します。

目標4 だれもが安全に安心して暮らせるまちの形成を目指します。

(2) 誘導方針 (ストーリー)

誘導方針 (ストーリー) は、4 つのまちづくりの目標を踏まえながら、「都市機能」、「居住」の誘導について、施設の立地、公共交通、みどりと調和した住環境、安全・安心の観点から設定し、将来にわたり持続可能な都市の形成を目指していくものとします。

《 立地適正化計画の方針 》



2 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の設定方針

1) 基本的な考え方

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」や「都市計画運用指針（国土交通省）」では、居住誘導区域の望ましい区域像や定めることが考えられる区域として、次の考え方が示されています。

《居住誘導区域の望ましい区域像(立地適正化計画の手引きより)》

【生活利便性が確保される区域】

- 都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域・生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域
- 公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域

【生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域】

- 社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域
- ※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となる。

【災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域】

- 土砂災害、津波被害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地が進行している郊外地域などには該当しない区域

《定めることが考えられる区域(都市計画運用指針より)》

- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

2) 居住誘導区域から除外することが考えられる区域

①都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域

名所	根拠法	市内での有無
市街化調整区域	都市計画法第 7 条第 1 項	—
災害危険区域のうち住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	建築基準法第 39 条第 1 項及び第 2 項	—
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号	—
農地・採草放牧地	農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ	—
特別地域	自然公園法第 20 条第 1 項	—
保安林の区域	森林法第 25 条及び第 25 条の 2	—
原生自然環境保全地域特別地区	自然環境保全法第 14 条第 1 項及び第 25 条第 1 項	—
保安林予定森林の区域・保安施設地区・保安施設地区に予定された地区	森林法第 30 条、第 30 条の 2、第 41 条及び第 44 条において準用する同法第 30 条	—
地すべり防止区域	地すべり等防止法第 3 条第 1 項	—
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項	—
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 第 1 項	○
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項	—

②都市計画運用指針（第 12 版）により、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

名所	根拠法	市内での有無
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項	—
災害危険区域	建築基準法第 39 条第 1 項	—

- ③都市計画運用指針（第 12 版）により、総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

名所	根拠法	市内での有無
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項	○
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項	—
浸水想定区域 ※	水防法第 15 条第 1 項 4 号	○
基礎調査により災害の発生のおそれのある地域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項	—
津波浸水想定における浸水の区域	津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項	—
都市浸水想定における都市浸水が想定される区域	特定都市河川浸水被害対策法第 4 条第 4 項	—
その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	本市での対象 ・建物倒壊危険度、火災危険度	○

※居住誘導区域の検討における浸水想定区域の留意点

浸水深が深く浸水継続時間が長期に及ぶ地区や、氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区など特にリスクが大きな地区が存在していることに留意すべき

- ④都市計画運用指針（第 12 版）により、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域

名所	根拠法	市内での有無
工業専用地域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号	—
流通業務地区	都市計画法第 8 条第 1 項第 13 号	—
特別用途地区（住宅の建築が制限されている場合）	都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号	—
地区計画区域（住宅の建築が制限されている場合）	都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号	○
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	—
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	—

3) 居住誘導区域の設定方針

本市における居住誘導区域は、市域全域が市街化区域であり、住宅系土地利用が大半を占める土地利用上の特性から、全体構想における「土地利用の方針」で設定した土地利用区分①～⑦の全ての地区を居住誘導区域とすることを基本とし、前項の基本的な考え方や誘導方針を踏まえ、以下の考えのもとに設定することとします。

《 居住誘導区域の設定の方向性案 》

居住に係る誘導方針	
みどりと調和した住環境の維持・創出	<ul style="list-style-type: none"> 市内に多く残る農地や公園等が市の魅力として保全され、自然環境に囲まれた中で、ゆとりを感じながら暮らせる住環境を形成します。
快適で便利な交通環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市内間で容易に移動でき、徒歩や公共交通により様々な生活サービスが身近に感じられる、快適で利便性の高い住環境を形成します。 西武池袋線、西武新宿線及び JR 中央線の複数路線にアクセスできるバス網を維持・充実し、市外へのアクセスを含め、利便性の高い日常生活を送ることができる住環境を形成します。 高齢化の進行等の地域課題を解決するため、子育て世代にも魅力を感じてもらえる住環境を形成します。
安全・安心な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域など市内の災害リスクを示すとともに災害リスクが高い箇所は、防災対策を示すことで安全・安心な住環境を目指します。

居住誘導区域設定の方向性
<p>【STEP 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口密度が 40 人/ha 以上の範囲を居住誘導区域に設定する。
<p>【STEP 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活利便性の高い区域を居住誘導区域に設定する。
<p>【STEP 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的な高齢化の進行により地域課題が生じる見込みのある箇所は、その解消を図る観点から居住誘導区域に設定する。
<p>【STEP 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地保全地域等の保全すべきみどりや危険性の高い災害レッドゾーンなど、居住に適さない地域は居住誘導区域から除外する。
<p>【STEP 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害イエローゾーンは、想定被害、対策等から、居住誘導区域のあり方を検討する。

《 居住誘導区域の設定フロー 》

STEP0 市街化区域（市全域）

【居住誘導区域の基本となる区域】

STEP1 人口密度の高い区域

- 国勢調査（令和2年(2020年)）の人口密度が40人/ha以上の範囲

※国土交通省による“都市計画運用指針（令和4（2022）年4月1日一部改正）”（P25）では、市街化区域の規模の設定として「人口密度は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に定める既成市街地の人口密度の基準である1ha当たり40人を下回らないこととすべきである。」を参考。

STEP2 生活利便性の高い区域

- 生活利便性の高い区域として、以下の2点をすべて満たす範囲

- ①公共交通徒歩利用圏
鉄道駅からの徒歩圏（半径500m）、バス停からの徒歩圏（半径300m）
- ②生活サービス徒歩利用圏
医療・商業・福祉施設の徒歩圏（半径500m）

STEP3 地域課題が生じる見込みのある区域

- 高齢化率の上昇が見込まれる地域
令和27（2045）年に高齢化率35%以上となる見込みの地域

【居住誘導区域から除外を検討する区域】

STEP4 居住を誘導する区域から除外すべき区域

- ①保全を図るべき緑地（緑地保全地域等）
- ②民間のオープンスペース（東大生態調和農学機構、MUFGPARK、早稲田大学東伏見キャンパス総合グラウンド）
- ③災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）
- ④住宅の建築が制限されている地区計画区域（ひばりが丘地区、東大生態調和農学機構周辺地区、泉小学校跡地周辺地区、向台町三丁目・新町三丁目地区）

STEP5 居住を誘導する区域として考慮すべき区域

- 災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域等） ←防災指針の検討を踏まえて検討

居住誘導区域の設定

3 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

1) 基本的な考え方

都市機能誘導区域とは、福祉・子育て・医療・商業等の様々な施設について、都市の拠点となる地区に集約させることにより、各種サービスが効率的に提供されるよう設定する区域とされています。

都市計画運用指針では、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域等として、次の考え方が示されています。

≪都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域（都市計画運用指針 第12版より）≫

【基本的な考え方】

- 一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもの
- 原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもの
- 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきもの

【定めることが考えられる区域】

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

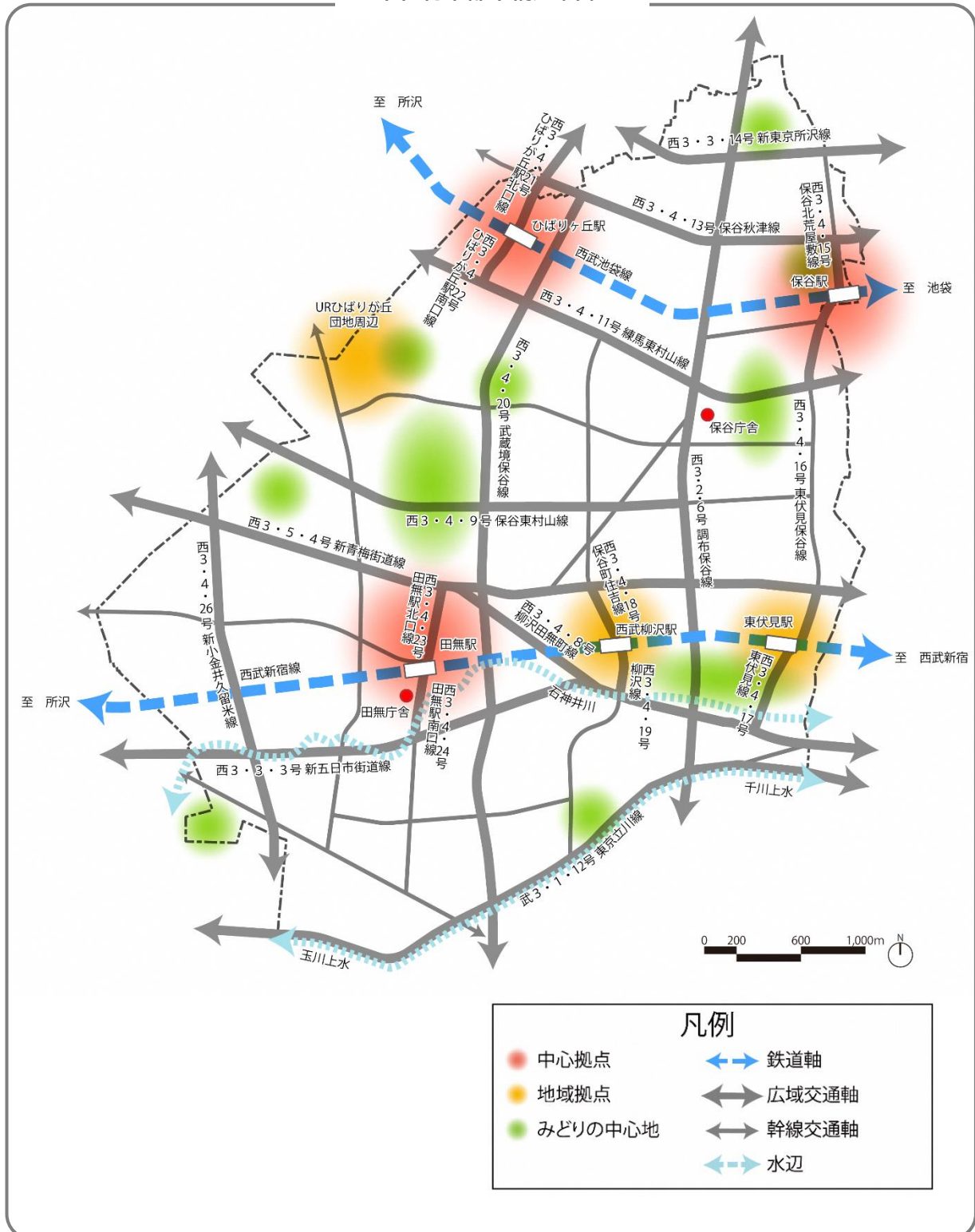
【区域の規模】

- 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

2) 都市機能誘導区域の設定方針

本市における都市機能誘導区域の設定箇所は、前述で示した将来都市構造図における「中心拠点（田無駅周辺、ひばりが丘駅周辺、保谷駅周辺）」、「地域拠点（東伏見駅周辺、西武柳沢駅周辺、ひばりが丘団地周辺）」の6つの拠点とします。

《図 将来都市構造(案)》



また、各拠点での都市機能誘導区域は誘導方針に基づき、以下の考えのもとに設定することとします。

《 都市機能誘導区域の設定の方向性 》

都市機能に係る誘導方針	
にぎわいと交流を支える拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> 「都心に近く交通・生活が便利なまち」のイメージを象徴する質の高い拠点を形成するため、回遊性や来街者の利用も視野に入れた広域交流施設や複合機能を有する施設を誘導します。
だれもが住みやすい住環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な少子高齢化の進展を見据え、だれもが住みやすいと感じられるよう、住みやすさを支援するための都市機能を戦略的に誘導します。

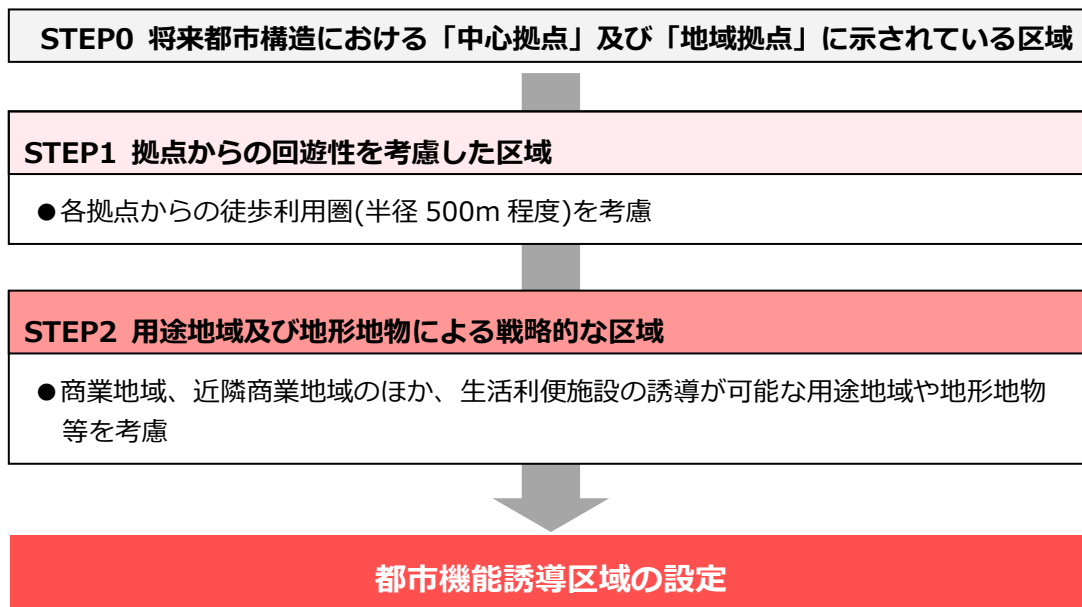
都市機能誘導区域設定の方向性

<p>【STEP 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点からの回遊性を考慮し、鉄道駅や団地^{※1}の中央からの徒歩利用圏(半径 500m 程度^{※2})を基本とした範囲で都市機能誘導区域として設定する。
<p>【STEP 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能の戦略的な誘導に向け、土地利用の状況や用途地域の指定状況及び地形地物を考慮しながら、都市機能誘導区域を設定する。

※1:ひばりが丘団地地区地区計画区域の重心

※2:本市の高齢化率は、令和 27(2045)年に 34.3%まで上昇し、1/3 人以上が高齢者となる見込みであるため、「都市構造の評価に関するハンドブック」による高齢者徒歩圏の半径 500m を採用する。

《 都市機能誘導区域の設定フロー 》



4 誘導施設

(1) 誘導施設の整理

1) 誘導施設とは

誘導施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性向上のために必要な施設で、都市機能誘導区域内に誘導していく施設です。

現在の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置等を踏まえて、必要な施設を設定することが望ましいとされています。

2) 想定される誘導施設のイメージ

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）一部加工」では、誘導施設として設定することが望ましい施設として、以下の内容が示されています。

《拠点ごとに想定される誘導施設のイメージ》

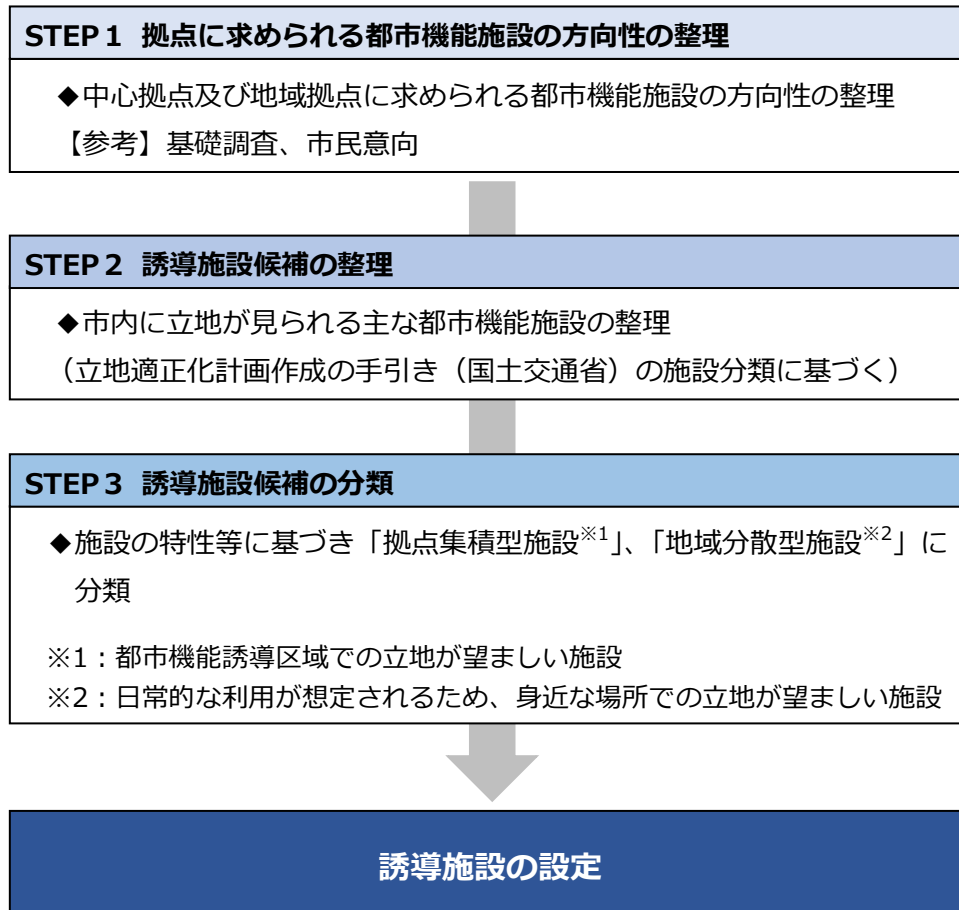
	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、子育て支援関連施設、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事等を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局・JAバンク
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）一部加工

(2) 本市における誘導施設の設定フロー

前項の想定される誘導施設のイメージを踏まえて、以下の流れに基づき本市の誘導施設を設定することとします。

《本市における誘導施設の設定フロー》



5 防災指針の検討

(1) 防災指針とは

近年、特に水災害が全国各地で頻発化・激甚化しており、防災とまちづくりが連携した取組の重要性が高まっています。それらの課題を踏まえ、令和2(2020)年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられました。

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能確保を図るための指針です。本市の防災に関する計画である「西東京市地域防災計画」や「西東京市国土強靱化地域計画」とも整合を図りながら定めるものとなります。

(2) 対象とする災害ハザード情報

防災指針で対象とする災害ハザード情報は、各法令等に基づいて公表されている災害ハザード情報の中から、本市に指定・該当する以下の情報を対象とします。



《 対象とする災害ハザード情報 》

外水氾濫（洪水） （石神井川・白子川・新川・田柄川）	内水氾濫 （道路冠水等）	土砂災害	地震
-------------------------------	-----------------	------	----

(3) 本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

本市において対象とする各災害ハザード情報について、国の考え方である都市再生特別措置法や都市計画運用指針での取り扱いとの関係性を整理すると次のとおりです。

《対象とする災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性》

分類	災害ハザード情報	国の考え方（各区域の取り扱い）
土砂災害	①土砂災害特別警戒区域	災害レッドゾーン  原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。
	②土砂災害警戒区域	災害イエローゾーン  それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。
洪水・内水	①浸水予想区域 （浸水深：想定最大規模）	
	②浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）	
	③浸水想定区域（浸水深：計画規模）	
	④浸水想定区域 （浸水継続時間：想定最大規模）	
	⑤家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	
⑥家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）		

居住誘導区域の検討に反映

(4) 地域ごとの防災上の課題の整理

各種災害ハザード情報の分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため、地域ごとの防災上の課題を整理します。

《 災害リスクごとに想定される防災上の課題 》

分類	防災上の課題
<p>洪水</p> <p>石神井川</p>	<p>【自宅等での垂直避難※・避難施設等への避難】</p> <p>○石神井川沿いに浸水想定区域が存在し、想定最大規模の発生想定時には、自宅等での垂直避難が困難となることが想定される建物が多数あるとともに、半日程度の浸水継続時間も想定されています。</p> <p>⇒河川改修等による浸水深の低減対策の他、避難所・避難場所も含めた高い建物へ迅速に避難できる対策、垂直避難しやすい住環境の形成が求められます。</p> <p>【都市機能施設の機能低下】</p> <p>○浸水想定区域内に立地する医療施設や介護福祉施設、子育て施設等は、被災した場合のリスクが大きく、洪水被害により一定期間機能が低下する可能性があります。</p> <p>⇒河川改修等による浸水深の低減対策の他、都市機能の誘導検討など、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた対策が求められます。</p> <p>【緊急輸送道路の浸水対策】</p> <p>○洪水により、緊急輸送道路に指定されている青梅街道や調布保谷線、府中道の一部では、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深 0.3m以上の区域があります。</p> <p>⇒緊急輸送道路での災害対策による物資輸送ルート確保が求められます。</p> <p>【家屋倒壊等氾濫想定区域の存在】</p> <p>○石神井川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が想定されており、特に建物の倒壊・流出の危険性を有しています。</p> <p>○また、石神井川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も想定され、氾濫流により倒壊する可能性のある木造家屋も多く立地しています。</p> <p>⇒河川の護岸整備の他、避難の体制や行動の強化が求められます。</p>

※水害や土砂災害などの災害発生時に今いる建物やすぐ目の前にある建物の2階以上のなるべく高層階へ移動する避難方法のこと

分類	防災上の課題
<p style="text-align: center;">内水</p>	<p>【都市型水害への対策強化】</p> <p>○局地的な豪雨が発生した場合などに内水氾濫の危険性があり、床上浸水家屋や機能低下する都市施設等の被害が発生する可能性があります。</p> <p>○内水氾濫によって浸水した場合の浸水継続時間が72時間以上になる地域が存在し、住宅の長期間の孤立が生じる危険性があります。</p> <p>⇒内水氾濫対策の推進とともに、避難所・避難体制の整備や農地・緑地などの保水・遊水機能を活用したグリーンインフラの整備が求められます。</p> <p>【緊急輸送道路の通行困難】</p> <p>○緊急輸送道路に指定されている青梅街道や調布保谷線、府中道の一部区間では、自動車の通行支障や道路途絶が懸念される0.3m以上の浸水が発生する区間があり、避難が困難になる可能性があります。</p> <p>⇒浸水被害を軽減する対策を推進するとともに、早期の避難行動の促進や垂直避難可能な住環境の整備が求められます。</p>
<p style="text-align: center;">土砂</p>	<p>【土砂災害の可能性】</p> <p>○一部の地域では、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域が指定されており、住宅は含まれていないものの、周辺には災害時の避難所や避難広場が設置されています。</p> <p>⇒土砂災害防止対策を推進するとともに、避難場所の整備・改良が求められます。</p>
<p style="text-align: center;">地震</p>	<p>【地震時の被害拡大の可能性のあるエリアの存在】</p> <p>○木造建物や狭あい道路がまとまって存在することにより、地震時において建物倒壊や火災の危険性が高いエリアが存在しています。</p> <p>⇒地震時の被害拡大を防止するための耐震補強や不燃化、道路の拡幅による避難経路や緊急車両の進入経路の確保、防災機能を持つオープンスペースの確保が求められます。</p>

《 地域ごとの主な災害リスクと防災上の課題（水害・土砂災害） 》

想定される主な災害リスクと防災上の課題は次のとおりです。

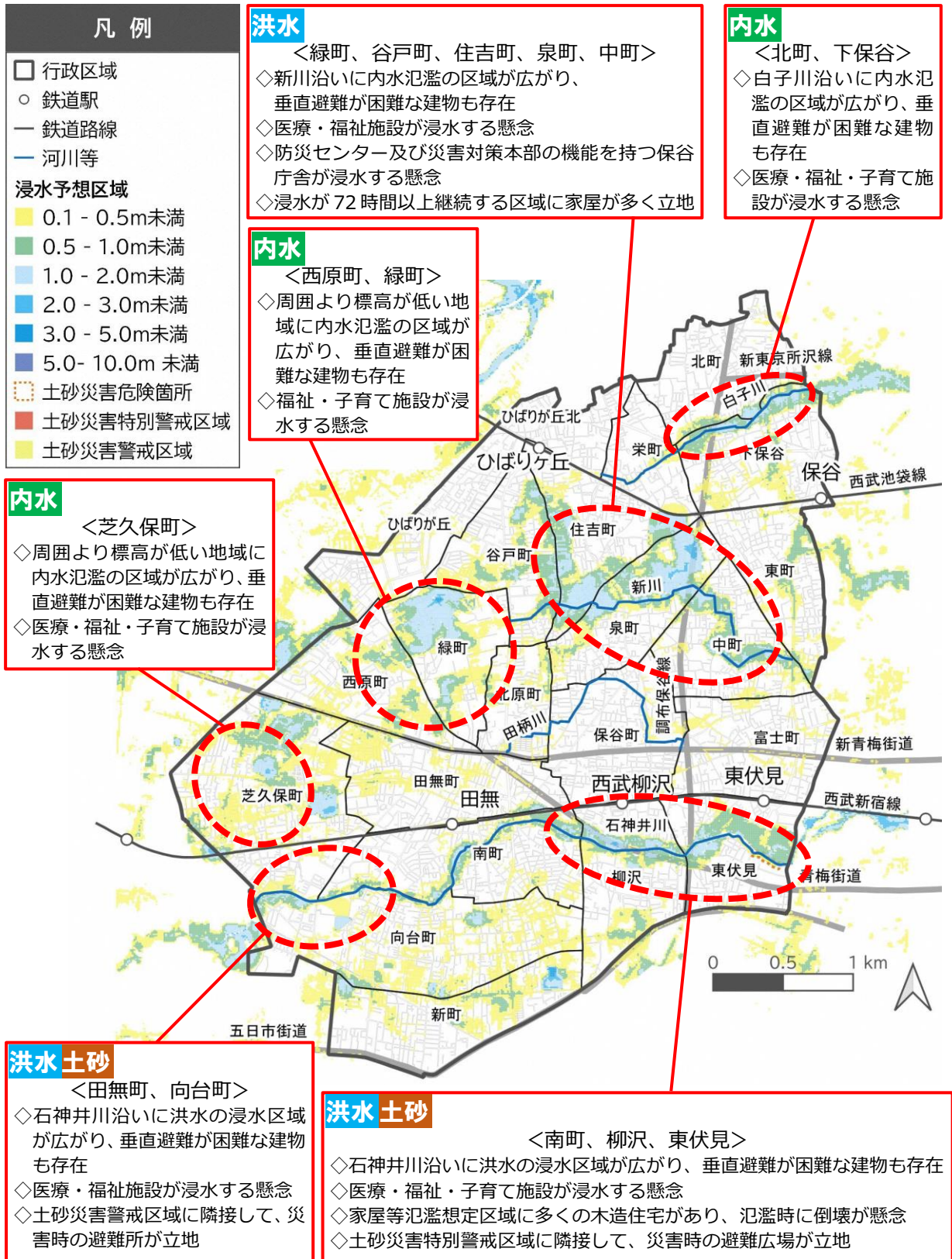


図 浸水予想区域と土砂災害の重ね図

出典：東京都都市型水害対策連絡会、都市計画基礎調査（平成30（2018）年）、国土数値情報ダウンロードサービス（令和2（2020）年）

《 地域ごとの主な災害リスクと防災上の課題（地震災害） 》

想定される主な災害リスクと防災上の課題は次のとおりです。

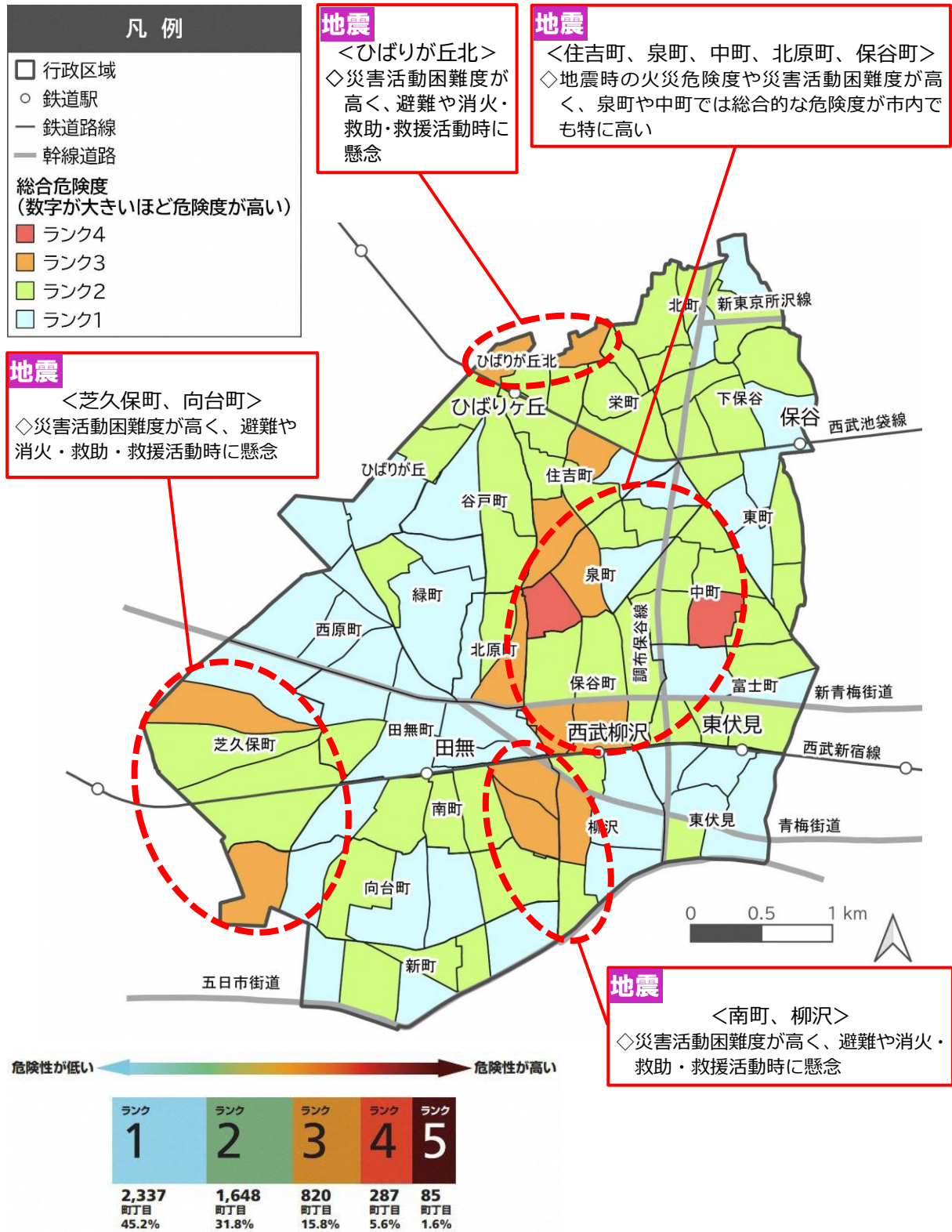


図 地震の総合危険度

出典：第9回地震に関する地域危険度測定調査（令和4（2022）年）